

平成26年3月6日(木)  
午後4時30分～ 奈良県庁第一応接室

## 第5回奈良県税制調査会資料

### ◆地方税制について

#### 平成25年度の検討結果報告

- 地方法人課税の見直し（法人県民税の交付税原資化等）について
- 産業廃棄物税条例の改正と用途事業予算について

#### 平成26年度の検討事項

- 地方消費税清算基準（経済センサスの活用）について
- 新しい自動車税にかかる身体障害者減免制度の設計について

### ◆各委員からの論文の寄稿について

### ◆今後のスケジュール



奈良県総務部税務課

# 地方法人課税(法人県民税の交付税原資化等)の見直しについて

- 消費税率8%の段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化して、新たに「地方法人税(仮称)」を創設し、その税込額を地方交付税原資とする。
- また、平成20年度改正において、臨時の措置として導入されている「地方法人特別税・譲与税」については、1/3の規模を法人事業税に復元する。
- 奈良県においては、地方法人特別税制度において、「地方法人特別税<地方法人特別譲与税」となっており、今回の一部復元によりネット収入額は減少。

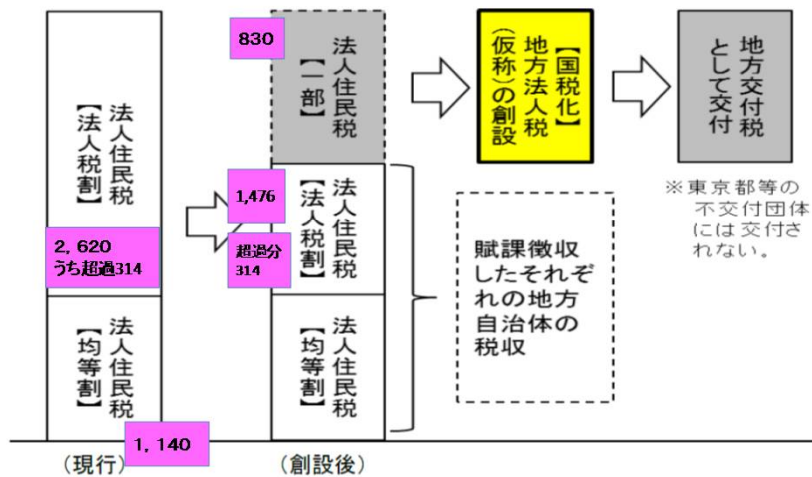
○法人住民税法人税割の引下げ。

- ・都道府県 税率 5.0% (5,459億円) → 3.2% **▲1.8%** (1,965億円)
- ・市町村 税率 12.3% (13,921億円) → 9.7% **▲2.6%** (2,943億円) ※金額は平成25年度収入見込み額

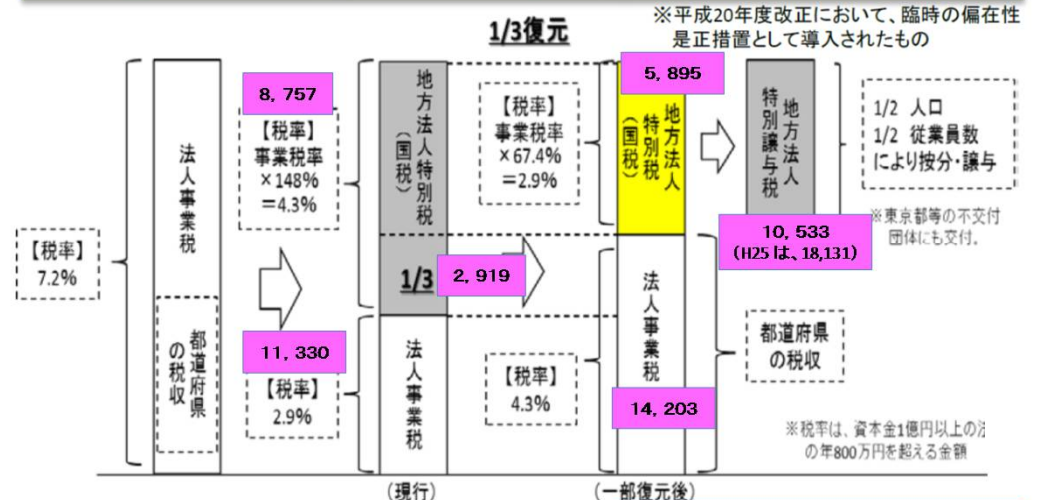
○「地方法人税(仮称)」を創設(上記引下げ分相当 : 税率 **4.4%** 課税標準は各課税事業年度の法人税額)し、その税込額を交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。

○地方法人特別税・譲与税は、1/3の規模を法人事業税に復元。【地方法人特別税収】 17,643億円(平成25年度収入見込み額) → 1/3の額 : 約5,900億円を復元。

## 【法人住民税関係】 「地方法人税(仮称)」の創設(平成26年10月1日～)



## 【法人事業税関係】 地方法人特別税※の一部復元(平成26年10月1日～)



法人事業税と地方法人特別譲与税の改正前後比較  
(現行: 11,330+18,131 > 改正後: 14,203+10,533 (百万円))

※数値は、奈良県税収(平成25年度決算見込)  
単位: 百万円  
改正後の数値は平成26年度予算を元に試算

## 地方法人課税(法人県民税の交付税原資化等)の見直しについて

平成26年度税制改正では、地方法人税の創設により地方自治体間の財政力格差を均す仕組みを強化することとされたが、この仕組みで地方法人課税のあり方として十分か。

奈良県として、今後どのような方向性をもって国等へ要望していくことが必要か。

以下、検討すべきテーマと方向性(案)を示す。

### 地方法人課税の見直しと地方税財源の偏在是正について

平成26年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正措置として、

#### □消費税率8%段階

- ・地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げ。
- ・当該引下げ分に相当する、課税標準を法人税額とする地方法人税を創設し、地方交付税原資とする。
- ・また、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元。

#### □消費税率10%段階

- ・法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。
- ・地方法人特別税・譲与税を廃止。
- ・併せて、現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずる等、関係制度について幅広く検討を行う。

が税制改正大綱で盛り込まれたが、地方法人特別税制度の縮小・廃止は、税収格差が今より拡大してしまうという課題があるため、昨年6月に当調査会からいただいた「地方税改革に関する4つの提言」のとおり、地方法人課税と地方消費税の税源交換の検討を引き続き訴えていくことが必要。

### 法人実効税率の見直しについて

現在、政府税制調査会で法人税の実効税率引き下げに向けた議論が行われているが、地方法人課税の引き下げは地方財政に深刻な影響を与えるものであり、また、国税である法人税についても、その一定割合が交付税原資であるほか、法人住民税法人税割の課税標準でもあり、また法人事業税についても所得割の課税標準である所得等が法人税の所得の計算の例により算定されていることから、その軽減による地方財政への影響が懸念される。

このことから、国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討を行う場合は、政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大や、他税目での増収策による代替措置により、必要な地方税財源を確保することも併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにするべきであると、訴えていくことが必要。

# 地方法人課税(法人県民税の交付税原資化等)の見直しについて

## 【参考】

### 与党税制改正大綱(抜粋)

#### 第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

##### 2 税制抜本改革の着実な実施

##### (2) 地方法人課税の偏在是正

地方税制については、消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、当該引下げ分に相当する、課税標準を法人税額とする地方法人税(仮称)を創設して、その税込額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。なお、この偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。また、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に還元する。

消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

### 与党税制改正大綱にかかる全国知事会の声明(平成25年12月12日)(抜粋)

#### 1 地方法人課税の偏在是正について

地方法人課税の偏在是正について、今回の地方消費税率の引上げを踏まえ、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の確立を図る観点から、地方法人特別税・譲与税の一部を法人事業税に還元すること、また消費税・地方消費税率10%段階で同制度を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行うこととしたことと併せて、新たな国税の創設による措置ではあるものの、法人住民税法人税割の一部を交付税原資化したことは、これまで全国知事会が主張してきた地方法人特別税・譲与税の廃止等を図ることとした上で、地方法人課税のあり方を見直すことによって地方税源の偏在是正策を講ずるべきとの方向性に沿ったものであり、一定の評価をしたい。

ただし、この偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して、地方財政計画に歳出を計上することが明記されたところであるが、地方税の偏在是正により生じる財源は、地域経済活性化など地方の自主的・主体的な施策等に活用すべきであり、必要な歳出を地方財政計画に確実に計上し、実効性のある税源偏在是正措置を実現していただきたい。

なお、今回の法人住民税法人税割の一部交付税原資化と同時に、地方交付税の別枠加算を廃止することは、地方税を活用した国の赤字の解消にほかならないことから、地方財政計画における歳出特別枠1.5兆円とこれを受けた地方交付税の1兆円の別枠加算を堅持し、地方交付税の総額を確保されるよう強く求める。



# 地方法人課税(法人県民税の交付税原資化等)の見直しについて

## 【参考】

### 平成26年第1回経済財政諮問会議 有識者議員提出資料

(平成26年1月20日) (抜粋)

対日直接投資の促進に向けて

#### 2. 対日直接投資促進のための課題と今後の取組について

##### (3)個別分野の検討事項

直接投資先として日本は法人税率が低いアジア諸国と競争しており、海外企業の要望としても法人税率引下げを求める声大きいことを認識し、政府は、法人実効税率(35%程度)をアジア近隣諸国並み(25%程度)に引き下げることを目指し、速やかに検討すべきである。

# 法人税率下げ 財源綱引き

政府税制調査会は13日、法人税の実効税率引き下げに向けた議論を始めた。税率の引き下げを求める意見が大勢を占めた。一方、減収分をどう補うかでは意見が分かれた。安倍晋三首相は政府税調の議論も参考に、6月にも法人実効税率下げの方向性を打ち出す方針だ。

政府税調で議論開始

総論は「必要」

13日の総会では法人課税の場を照らし、競争的な税ディスカッショングループを設け、3月から集中的に議論することを決めた。座長には大田弘子・元経済財政担当相が就いた。大田氏は「国際相

代替財源を巡っては減収分を政策減税の見直しなどで完全に補う必要があるかで意見が割れた。一橋大学の田近栄治特任教授は「税収中立を目指すも税収が増えた欧州の事

例を引き合いに、経済成長で財源をまかなえる可能性を指摘した。代替財源をどこに求めるかでも相違が目立つ。日本総合研究所の翁幸市長が「地方財政に大きな影響を与える」とけん制した。

法人税率下げ、意見に違いも…	
積極的	<p>榊原定征次期経団連会長 アジア諸国並みの25%近くまでの引き下げを確実に早期に実行してほしい</p> <p>安倍晋三首相 レベニュー・ニュートラル(増減税同額)とは別に、もうちょっとダイナミックなアプローチがあるのではないかと</p> <p>大田弘子政府税調法人課税グループ座長 日本の法人税率が高いのは事実。今度こそ正面から議論しなければ</p>
慎重	<p>麻生太郎財務相 財源の確保なき大減税はなかなかできる話ではない</p> <p>野田毅自民党税調会長 当面は税率を下げるよりデフレ脱却のための戦略的な対応の方が大事だ</p>

# 奈良県産業廃棄物税条例の改正について

奈良県産業廃棄物税条例附則第6項に規定する同条例の検討時期である平成25年度に、同条例の規定について奈良県税制調査会に諮問したところ、「引き続き産業廃棄物税を継続することが適当であり、5年後に再び施行状況等を検討する」との答申を得たため、次回の検討時期を明確にするため同項の規定を改正する。

## 第1 奈良県産業廃棄物税の概要

### 1 課税の根拠、目的

循環型社会の形成を目指し資源の有効活用を図り、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てることを目的に、H16.4に導入された法定外目的税。

### 2 課税方式

最終処分業者による特別徴収方式

### 3 税率

奈良県内の最終処分場に搬入される産業廃棄物1トﾝ当たり1,000円

### 4 使途事業 (H21～H24の4年間)

#### (1) 排出抑制・減量化の推進

- ア 排出事業者の研究開発、設備導入への支援
- イ 技術相談、技術支援(環境カウンセラーの派遣、コンサルタント業者の活用支援)

#### (2) 再生利用の推進

- ア 奈良県リサイクル認定製品の普及
- イ 県立研究試験場による研究開発

#### (3) 適正処理の推進(監視体制の強化)

- ア パトロールの実施
- イ 市町村に対する支援
- ウ 不法投棄撲滅に向けた啓発の推進

#### (4) 廃棄物の実態調査、計画の策定

## 第2 産業廃棄物量等の推移

- 1 産業廃棄物の排出量 : H17 1,696千トﾝ → H22 1,539千トﾝ(減少)
- 2 再生利用率 : H17 48.5% → H22 48.3%  
(横ばい。なお、全国平均 53.0%のため要引上げ)
- 3 最終処分量(埋立処分) : H17 99千トﾝ → H22 74千トﾝ(減少)
- 4 最終処分量率(埋立処分) : H17 5.9% → H22 4.8%  
(減少。なお、全国平均 4.0%のため要引下げ)
- 5 不法投棄件数 : H18 24件 → H24 18件(減少)
- 6 税収と事業費 : H24税収 0.97億円 H24事業費 1.44億円  
(税収は減少、事業費は上昇)

諮問

## ◆ 奈良県税制調査会 (H25.3設置県附属機関。税制の調査審議及び建議を行う。)

### 1 委員数(7名)

林 宏昭(関西大学教授・副学長) 鈴木 将覚(京都大学准教授)  
上村 敏之(関西学院大学教授) 竹本 亨(帝塚山大学准教授)  
城戸 英樹(奈良県立大学准教授) 横山 直子(大阪産業大学教授)  
佐藤 主光(一橋大学教授)

### 2 開催日時

第1回 H25.3.26  
第2回 H25.6.13  
第3回 H25.9.12  
第4回 H25.11.14

答申

## ○ 答申(H25.11.14)～産業廃棄物税を継続～

### 1 奈良県産業廃棄物税の評価

産業廃棄物税の導入及び使途事業の実施効果としては一定の成果を得られていると認められるが、なお一層の産業廃棄物の排出抑制、特に再生利用を図るため、産業廃棄物税及び使途事業は引き続き継続することが適当である。

### 2 課税方式について

徴税は簡素であるべきとの原則に立って、引き続き最終処分業者特別徴収方式を採用することが適当である。

### 3 税率について

産業廃棄物の排出抑制の観点からは現在も一定の効果が認められること、他府県との均衡に配慮が必要であること、現時点でもなお過去の税収からなる基金積立金の残額があること等を考慮すると、現行のまま据え置くことが適当である。

### 4 使途事業について

事業費が今後5年間で税収総額と基金積立金を上回ることがないように見直しを行うべきである。その際には、産業廃棄物の抑制効果を定量的に把握し、効果的な使途事業に重点化すべきである。特に県直轄の研究開発や植栽等の一般的な啓発事業など、直接的な効果が明らかでないものについては、使途事業から除外することが適当である。

### 5 条例の規定について

税収と使途事業費について5年間でバランスさせることを踏まえ、5年後に再び検討を行い必要な措置を講ずることが適当であることから、見直し規定の奈良県産業廃棄物税条例附則第6項中「平成二十五年度」を「平成三十年」に改正する。

答申を受けて  
条例改正

## ○ 奈良県産業廃棄物税条例附則第6項(新旧対照表)

【改正前】	【改正後】
6 知事は、平成二十五年度を目途として、この条例の施行状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	H26.4.1施行 6 知事は、平成三十年を目途として、この条例の施行状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 奈良県産業廃棄物税条例の改正について

## 【参考】産業廃棄物条例の見直しにかかる議会（総務警察委員会）提出資料（抜粋）

### 産業廃棄物量等の推移

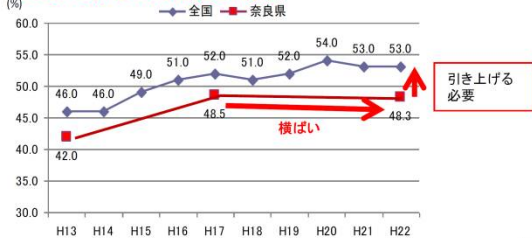
#### 1 産業廃棄物税収と事業費等の推移

税収は微減、事業費は上昇



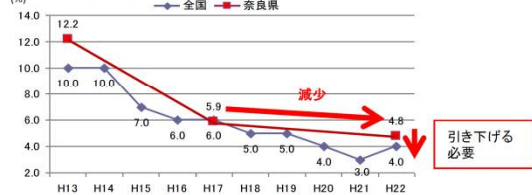
#### 3 再生利用率

横ばい状態。全国平均よりも低い。全国水準まで引き上げる必要あり。



#### 5 最終処分率(埋立処分)

全国平均よりも高い。全国水準まで減少させる必要あり。



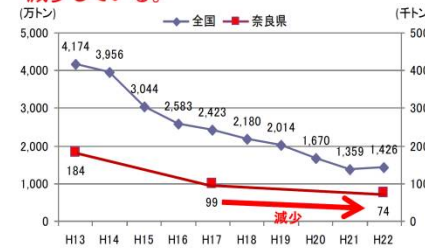
#### 2 産業廃棄物の排出量

平成17年と比べて、減少している。



#### 4 最終処分量(埋立処分)

減少している。



#### 6 不法投棄等件数の推移

減少しているものの、後を絶たないのが現状。

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
不法投棄	24	14	29	14	19	6	18
不法焼却	108	176	143	110	81	67	46

### 税の使途事業について

#### 【使途事業の分類と実績(H21~H24の4年間)】

- 排出抑制・減量化の推進**
  - 排出事業者の研究開発、設備導入への支援
    - 支援実績 6業者(研究開発支援件数 4件 設備導入支援件数 2件)
  - 技術相談、技術支援(環境カウンセラーの派遣、コンサルタント業者の活用支援)
    - 支援実績 (サービス業 7件、製造業 6件、建設業 4件、卸・小売業 3件、その他 1件)
- 再生利用の推進**
  - 奈良県リサイクル認定製品の普及
    - 認定数(H21 61品目 33事業所、H24 79品目 37事業所)
  - 県立研究試験場による研究開発
    - 保健環境研究センター (1テーマ)
    - 産業振興総合センター (2テーマ)
    - 農業総合センター (4テーマ)
    - 畜産技術センター (1テーマ)
    - 森林技術センター (2テーマ)
- 適正処理の推進(監視体制の強化)**
  - パトロールの実施
    - 警察との連携によるパトロールの実施(スカイパトロール・路上調査)
    - 地域環境保全推進員(100名)による活動推進
    - 不法投棄ホットライン(県民からの通報窓口)の運営
  - 市町村に対する支援
    - 市町村が実施する産業廃棄物の不法投棄防止対策や最終処分場周辺における水質・土壌・臭気等の環境調査、道路等の補修などの環境整備に支援。
  - 不法投棄撲滅に向けた啓発の推進
    - 環境月間(6月)や「不法投棄ゼロ作戦」強化週間(11月)などのキャンペーン、及びテレビ、新聞などのマスメディアを活用した普及啓発を実施。
    - また、道路・河川等での植栽等による美化活動を実施。
- その他(上記①~③の各分野にまたがる事業)**
  - 廃棄物の実態調査、計画の策定

#### 【使途事業費】

(平成24年度決算 単位:千円)

排出抑制・減量化	再生利用推進		適正処理の推進(監視体制強化等)			その他	合計
	排出事業者支援	公設試験場	排出事業者支援	市町村支援	監視指導		
808	375	20,529	3,195	25,960	76,998	11,896	144,178

### 産業廃棄物税を継続(答申)

奈良県税制調査会に諮問

なお一層の産業廃棄物の排出抑制、特に再生利用を図るため、産業廃棄物税及び使途事業は引き続き継続することが適当である。

#### 【奈良県税制調査会答申の概要】

- 課税方式について、徴税は簡素であるべきとの原則に立って、引き続き最終処分業者特別徴収方式を採用することが適当である。
- 税率について、産業廃棄物の排出抑制の観点からは現在も一定の効果が認められること、他府県との均衡に配慮が必要であること、現時点でもなお過去の税収からなる基金積立金の残額があること等を考慮すると、税率は現行のまま据え置くことが適当である。
- 使途事業について、その事業費が今後5年間で税収総額と基金積立金を上回ることがないよう見直しを行うべきである。その際には、産業廃棄物の抑制効果を定量的に把握し、効果的な使途事業に重点化すべきである。



# 産業廃棄物税使途事業にかかる新年度予算案について

## 奈良県税制調査会答申(H25.11.18)(抜粋)

使途事業について、その事業費が今後5年間で税込総額と基金積立金を上回ることがないように見直しを行うべきである。その際には、産業廃棄物の抑制効果を定量的に把握し、効果的な使途事業に重点化すべきである。



## 基本的な考え方

### 1 事業評価による選択と集中

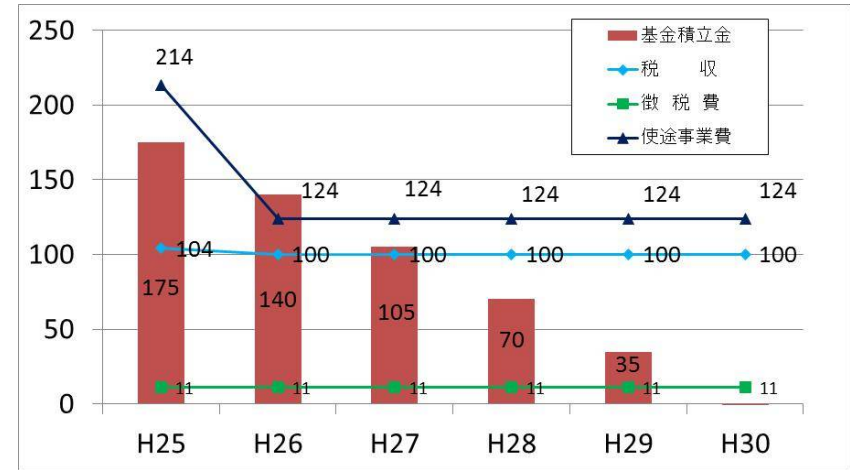
産業廃棄物税の趣旨、目的(産業廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理)に対して効果が高い事業に限定して基金を充当

### 2 県直轄の研究開発及び啓発は対象外

公設試験研究機関による「研究開発」は、研究成果の普及(企業等の実用化)により初めて効果を発揮するものであることから、当面基金対象外とした。

また、「啓発」(道路・河川の植栽・美化)は、税の目的に直接的な効果を発揮するものではないことから、基金対象外とした。

産業廃棄物税税込と事業費等の推移見込み



単位: 百万円  
H25及びH26は予算額、H27以降はH26を据置き

産業廃棄物税使途事業費の平成25・26年度予算の比較

(単位: 千円)

分類	事業種別	H25予算	H26予算
排出抑制・減量化	排出事業者支援	30,879	30,879
再生利用促進	排出事業者支援	4,504	1,804
	公設試験研究開発	18,763	0
適正処理の推進 (監視体制強化等)	排出事業者支援	3,220	3,420
	市町村支援	31,583	39,083
	監視指導※ (事業費)	57,007	49,673
	監視指導※ (人件費)	56,695	—
	普及啓発	11,000	0
合計		213,651	124,859

※ H26予算では、職員人件費を別途計上(一般財源)。



# 地方消費税の経済センサスの活用について

## 地方消費税の検討課題について

持続可能な地方行政サービスの提供

抜本的な歳入増加策が不可避

地方消費税の引き上げが不可欠

(平成22年7月 全国知事会提言)

「社会保障・税一体改革」

(平成24年8月 改正法案成立)

・消費税率の段階的引き上げ(H26.4:8%、H27.10:10%)

・消費税収の社会保障財源化

・引き上げ分の消費税収を社会保障給付に係る国と地方の役割分担に応じて配分

地方消費税は…

○ 税源の偏在性が小さい  
(最大/最小 = 2.0倍)

○ 税収が安定的  
(総額約2.5兆円程度で推移)

## 税率引き上げに係る課題とは…

(所得の少ない世帯への対策)

### ① 消費課税の逆進性対策

軽減税率の導入

税額控除の導入

○ 生活必需品等の税率を軽減

- ・対象品目や数量等の設定の検討
- ・事業者の事務の簡素化及び適正化の検討

○ 給付付き税額控除

- (一定水準以下の場合に給付、又は所得税を軽減・還付)
- ・個人所得の総合的な把握が必要不可欠
- ・納税者共通番号制度(マイナンバー)の導入の検討
- ・税務体制の充実(所得税の申告増への対応)

(最終消費地と税収の帰属地との一致)

### ② 清算基準の見直し

統計の精緻化

清算の公平化

○ 経済センサス(H24)の導入により統計対象が拡大するものの…

- ・消費の指標ではない
- ・統計対象外の業種等が存在
- ・通信販売・インターネット販売の適切な扱いが必要

○ 居住地(最終消費地)と購入地のズレの解消

- ・昼夜間人口比率による補正の検討
- ・代替指標としての人口基準へのシフト
- ・市町村交付金制度(配分基準)の見直し

※ その他、地方団体による地方消費税の税率決定権(地方自主権) や賦課徴収への関与の問題あり。

## 地方消費税の経済センサスの活用について

「最終消費地と税収の帰属地の不一致」を解消するための「清算」を行うに当たり、今後活動調査が公表される経済センサス調査は、奈良県の実態(1世帯当たりの消費支出額が全国3位(2009年全国消費実態調査)と県民の消費マインドは高い位置にあること)を適確に反映したものとなるのか。

### ◆ 地方消費税に特有の制度として、「最終消費地と税収の帰属地の不一致」を解消するための「清算」について

一旦地方消費税として課税団体である各都道府県に払い込まれた税収について、各都道府県の「消費に相当する額」に基づき、各都道府県間で清算を行うこととなっている。

ここで、「消費に相当する額」として、現在、税収の4分の3を「『商業統計』の小売年間販売額」と「『サービス業基本統計』のサービス業対個人事業収入額」の合計額で按分して計算している。

この「商業統計」と「サービス業基本統計」を含む現在実施されている大規模統計調査は、複数の府省により業種ごとにそれぞれ異なる時期に実施されているものが多く(実際に、地方消費税の清算にあたっては、商業統計については平成19年、サービス業基本統計については平成16年のデータが用いられている)、調査対象企業・事業所の負担が大きくなっているとともに、近年増大しているサービス産業をカバーする統計調査が少ないなど、国内総生産(GDP)を推計するための基礎資料としても不十分な面があった。

そのため、GDP等の経済統計の精度向上や、事業所・企業の母集団情報のよりの確な整備を図るという観点から、我が国の全ての産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握する統計調査として、「事業所・企業統計調査」、「サービス業基本調査」などの大規模統計調査を統廃合し、新たに「経済センサス」が創設され、平成21年に事業所・企業の捕捉、企業構造の把握に重点をおいた「基礎調査」が、平成24年に売上高など、経済活動の把握に重点を置いた「活動調査」が行われたところ。

その活動調査の確報が平成25年度中に公表予定。

# 地方消費税の経済センサスの活用について

〈消費に相当する額（統計対象となる部分） 計 306.7兆円〉

※消費に相当する額については、各業種に係る既存統計から算出。

清算対象から除外する部分

経済センサスにより対象が拡大・追加される部分

(単位：兆円)

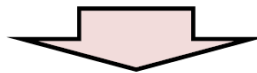
清算対象から除外する部分	サービス業基本統計	遊興飲食店	電気	ガス	水道	住宅投資	政府の仕入部分		情報通信	運輸	商業統計
	清算基準対象						公共工事	その他の政府サービス			
清算基準対象外（非課税）	70.7	4.1	6.0	3.4	1.5	25.3	14.4	7.7	18.3	19.3	136.0
4.5											

従業者数比例的な消費

74.8 兆円  
(24.4%)

人口比例的な消費

231.9 兆円  
(75.6%)



従業者数 : 人口 ≒ 1 : 3

# <参考> 地方税改革に関する4つの要望

## 地方税改革に関する4つの要望

【提案要望先】 総務省、財務省

平成25年7月

### 奈良県の提案要望

● 地域間の税収格差の是正等を図るため、関係法令を改正し、以下の事項を推進されることを提案する。

**(1) 社会保障目的となる地方消費税(引上げ分)の清算基準について**  
地方消費税の引き上げ分については、地方の社会保障経費を反映する高齢者人口等を清算基準とすること。

**(2) 現行の地方消費税の清算基準の見直し**  
人口基準の比率を高め、県外消費支出を考慮した清算基準に変更すること。

**(3) 地方法人課税と地方消費税の税源交換**  
地方法人課税については国税化し、国の消費税については地方消費税化する税源交換について検討すること。

**(4) 地方法人特別税制度の維持**  
地方法人特別税制度は当面維持すること。

○奈良県税制調査会(平成25年3月設置)

奈良県の税制のあり方を検討する「奈良県税制調査会」を設置。税源の偏在(格差)是正などについて平成25年6月26日付けで「地方税改革に関する4つの提言」をいただき、この要望に反映。

(五十音順)

氏名	所属・職名
上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授
城戸 英樹	奈良県立大学地域創造学部 准教授
佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科、国際・公共政策大学院 教授
鈴木 将覚	京都大学経済研究所 准教授
竹本 亨	帝塚山大学経済学部 准教授
林 宏昭(座長)	関西大学経済学部 教授(副学長)
横山 直子	大阪産業大学経済学部 教授

## 地方消費税の清算基準における課題

### (1) 引き上げ分の清算基準(案)

配分(案)	65歳以上人口	3/4	→	市町村への交付基準	人口のみ 1/1
	18歳以下人口	1/4			

うち1/2を市町村へ交付

### (2) 現行の清算基準

奈良県の1世帯当たり消費支出は全国3位であるにもかかわらず、清算後の1人当たり地方消費税額は全国最下位レベル

→「最終消費地と税の帰属地の不一致」  
現行の清算基準が供給サイドの統計数値であることが影響

※1人当たり地方消費税額の格差(都道府県間清算後)  
・平成23年度 東京都 27,872円、奈良県 15,269円(格差 約1.8倍)  
・平成22年度 東京都 31,012円、奈良県 15,819円(格差 約2.0倍)  
・平成21年度 東京都 25,458円、奈良県 15,166円(格差 約1.7倍)

清算基準	小売年間販売額	サービス業対個人事業収入額	人口	従業者数	→	人口	従業者数
(割合)	6/8		1/8	1/8		うち1/2を市町村へ交付	1/2

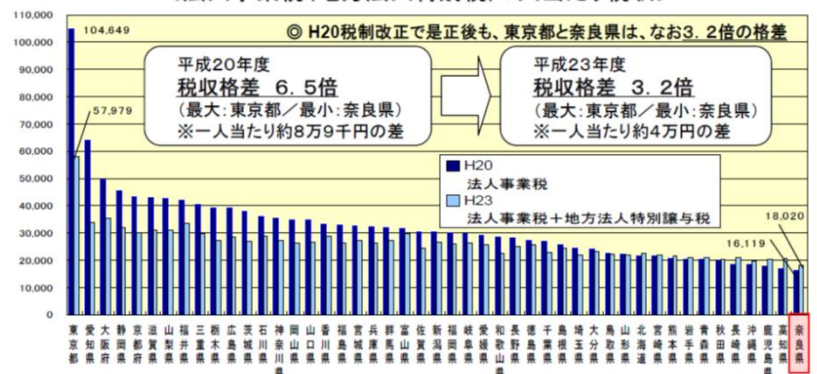
拡大

## 地方法人課税における課題

### (3) 税源交換について

現行の地方法人関係税は、安定性を欠き偏在性が高い。

(円) <法人事業税(地方法人特別税)1人当たり税収>



### (4) 地方法人特別税制度の維持について

今般の地方消費税の引き上げについては、税源偏在の是正効果は不十分である。

【県担当部局】 総務部税務課



# 新しい自動車税に係る税身体障害者減免制度の設計について

今回の税制改正大綱において、消費税率10%への引き上げ時(平成27年10月予定)の自動車税制度の具体的な措置は決定されず、1年後に制度設計は持ち越された。

燃費の悪い車などは、この段階で大幅な増税になる可能性があり、改正内容によっては、身体障害者等の減免の上限設定によって、これまでは同じ排気量では同じ税率であった大衆車が、大幅な増額となり、身体障害者減免の趣旨にそぐわない改正になる可能性がある

自動車の税負担、こう変わる (単位 万円)			
<b>1 軽自動車</b>			
	現在	消費税 8%時	10%時
消	6	9.6	12
取	3.24	2.16	0
保	0.72	0.72	1.08
(15年度以降購入の新車)			
 (例) 車両価格 120万円 排気量 660cc			
<b>2 エコカー</b>			
	現在	消費税 8%時	10%時
消	15	24	30
取	0	0	0
保	3.95	3.95	?
ハイブリッド車 300万円 2000cc			
<b>3 大型車</b>			
	現在	消費税 8%時	10%時
消	50	80	100
取	45	27	0
保	5.8	5.8	?
1000万円 3500cc			
(注) 消 は消費税 取 は購入時にかかる自動車取得税 保 は保有者が年1回納める自動車税、軽自動車税 このほか、車検時に自動車重量税(普通車は0.5トン当たり 年換算で4100円)が別途かかる。普通車にかかる自動車税 は15年10月から燃費性能に応じて課税			

与党税制改正大綱(抜粋)

第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

2 税制抜本改革の着実な実施

(1) 車体課税の見直し

② 自動車税については、平成25年度末で期限切れを迎える「グリーン化特例」について、対象車種にクリーンディーゼル車を追加する等の基準の切替えと重点化、拡充を行った上で2年間延長する。

また、消費税率10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、**自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税(環境性能割)を、自動車税の取得時の課税として実施**することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。

イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。**税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0~3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。**

ロ 環境性能課税の税収規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、**地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。**

ハ 自動車税(排気量割)のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車を対象を重点化した上で、軽課を強化する。

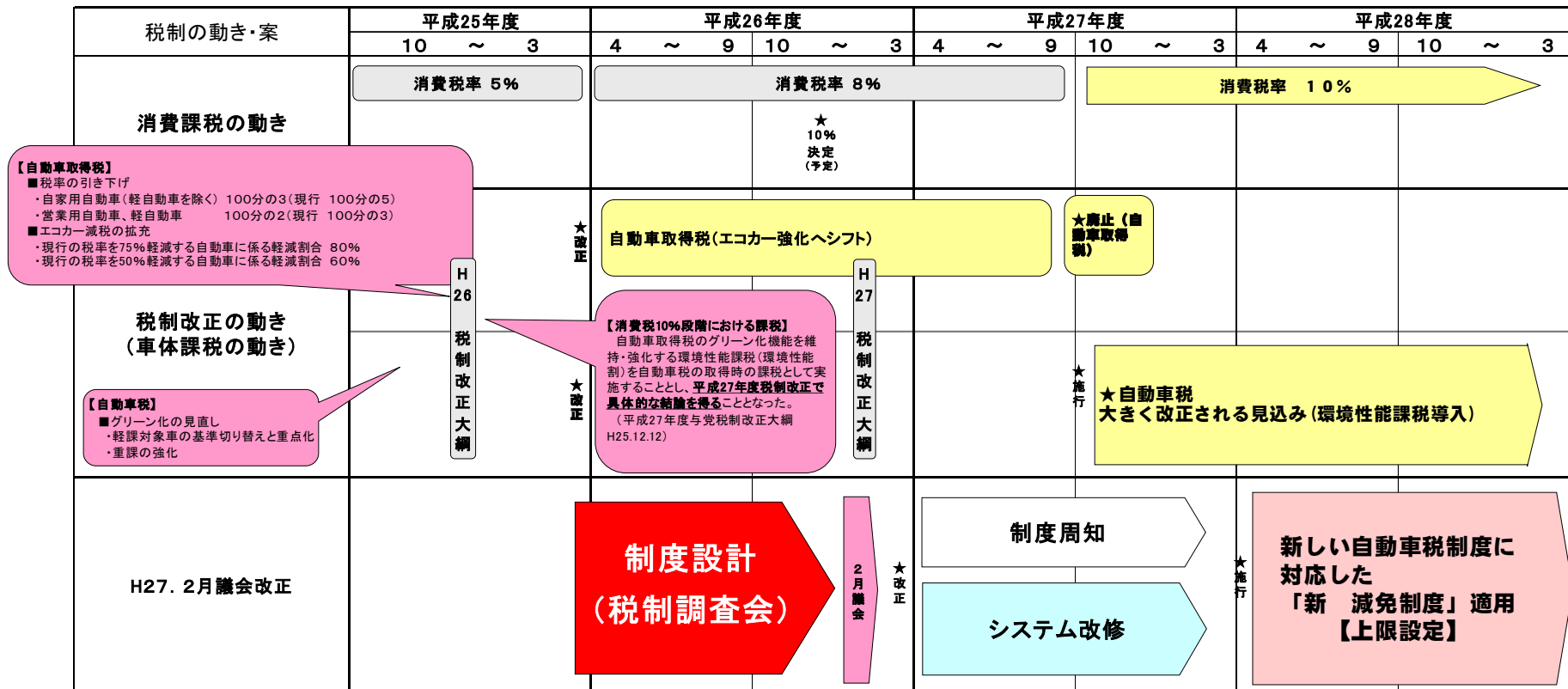
ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。

# 新しい自動車税に係る税身体障害者減免制度の設計について

車体課税制度が概ね明らかになる平成27年度税制改正大綱が出るまでに、当該減免制度を設計し、障害者関係団体へ説明等を行う必要がある。そのためには、1月設置された自動車税の改正案を議論するための省庁横断検討会の動向を注視する必要がある。

【省庁横断検討会】:総務省、経済産業省、財務省など税制や自動車業界にかかわる5省の事務方が集まり、与党の税制調査会での議論が始まる今年秋までに、政府内の意見対立をできるだけ減らしておくため、エコカーの普及や税收確保につながる新税制、燃費性能の反映のさせ方や低価格車への優遇策などを議論。

## 自動車税・自動車取得税の身体障害者等に係る減免制度の見直しスケジュール（案）

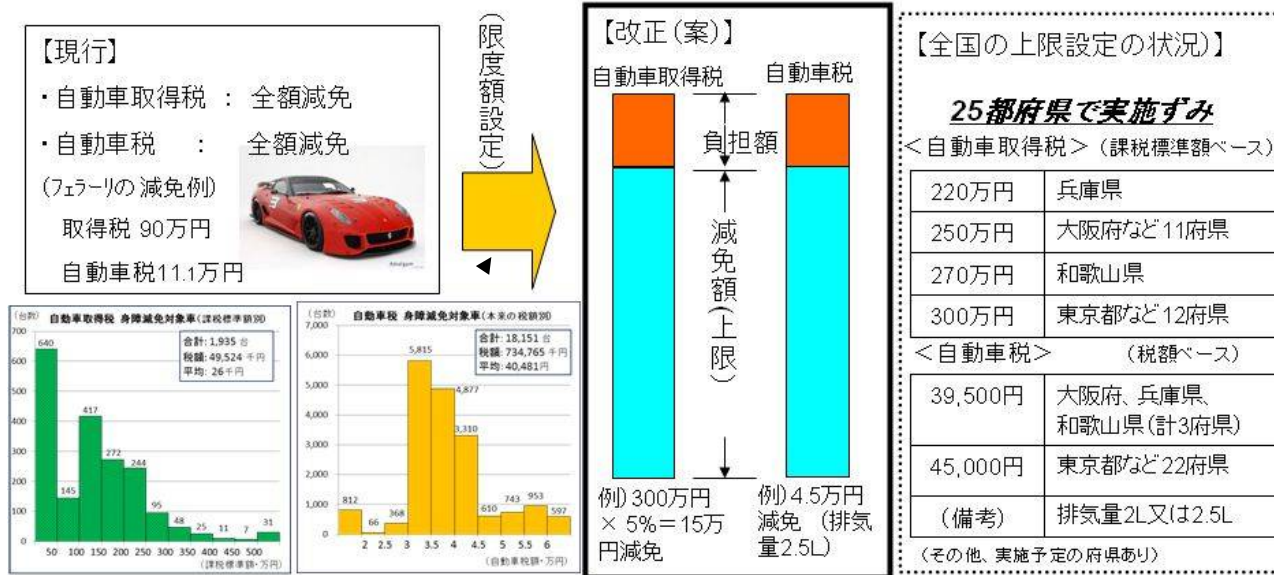


# 新しい自動車税に係る税身体障害者減免制度の設計について

前回の税制調査会資料

## 平成25年度当初の考え方

- ◆ 身体障害者等の取得・使用する自動車について、自動車取得税及び自動車税の減免制度を見直し  
全額減免 → 一部負担へ(上限設定)
- ◆ 奈良県税制調査会において、課税の公平性の観点等から、減免の必要性及びその範囲等について検討を行い、その結果をもとに必要な措置を講じる。



## 現在の自動車関係税制の動向

今月、制度設計に関する提案等がされたところ。(自動車関係税制のあり方に関する検討会)

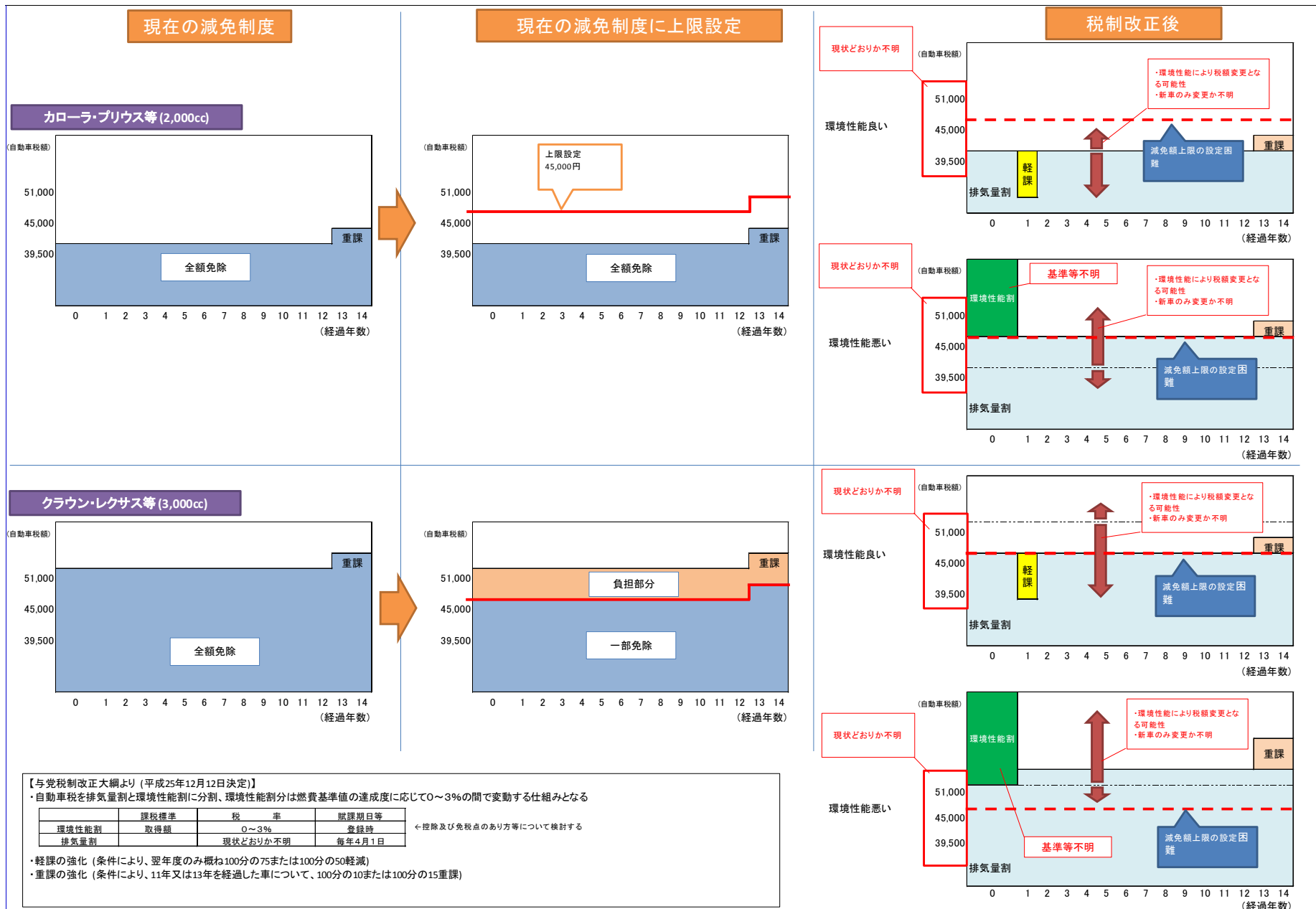
※この制度設計(案)によると、現在の排気量割に加えて、燃費性能、取得価額も加味したもので提案されているが、どの案によっても現制度と比較して複雑なものとなる。

## 今後の県の対応

消費税率引き上げに伴う自動車取得税廃止や自動車税の抜本的な改正が伴うことから、当該制度に応じた減免制度を構築する必要があるため、今冬の税制改正大綱公表後、改めて検討をすすめていく。

# 新しい自動車税に係る税身体障害者減免制度の設計について

## 【制度設計のイメージ】





## 各委員からの論文の寄稿について

平成25年3月に当調査会発足以降、国等への要望活動の礎となる「地方税改革に関する4つの提言」、産業廃棄物税条例改正に向けた答申「産業廃棄物税について」をいただくなど、奈良県の地方税改革に関する有意義なご意見をいただいたところ。

この調査会の委員の任期は2年(平成26年度末まで)となっているが、現時点での各委員の地方税制に関するお考えなど寄稿していただく。

### 【活用方法】

国等への税制改正要望の際の資料とする。(「地方税改革に関する4つの提言」の様に)

税務研修(県税職員、市町村担当者)や県政出前トーク時等の資料とする。

### 【今後のスケジュール】

平成26年3月(本日の会議)	各委員から論文骨子の説明
4~5月	各委員から原稿提出
5月	座長とりまとめ
6月	論文集発刊
	関係者へ配布

# 今後のスケジュール

時期	税制の偏在(格差)是正		
	地方法人課税関係	地方消費税関係	減免・課税免除関係の見直し(自動車2税)
国の動向等		(総務省)H24経済センサス活動調査に基づく清算基準への反映を予定。(年間小売販売額、サービス業対個人事業収入額)	今年の秋までに、5省庁横断の自動車税検討会による議論が進む。
4月			■現状把握 ・税収分布 ・障害者等級比較 ■庁内関係課と意見交換 ■全国状況調査
5月	■論点整理	■論点整理	
6月	第1回 税制調査会		
6月議会	■御議論を踏まえて整理	■御議論を踏まえて整理	
7月	7/下旬 政府要望		
8月			
9月	第2回 税制調査会		
9月議会			
10月	第3回 税制調査会		
	■御議論を踏まえて整理	■御議論を踏まえて整理	
11月	第4回 税制調査会		
	11/下旬 政府要望		
12月	12月中旬 H27与党税制改正大綱発表		
12月議会			
	■中間報告書をとりとまとめ	■中間報告書をとりとまとめ	■奈良県税条例の改正
1月			
2月			条例改正案議会提出
2月議会			
3月	第5回 税制調査会		
平成27年度			

## ※参考 国の動向

### 今後の税制変更のスケジュール

☹ 増税 ☺ 減税 ☐ 中立

- 2014年 1~2月 ☺ 設備投資・賃上げ減税を拡充  
※
- 3月末 ☺ 復興特別法人税を廃止
- 4月 ☹ 消費税率8%に引き上げ
- ☺ 住宅ローン減税を拡充(17年12月末まで)
- ☺ 自動車取得税を1~2%下げ
- 10月 ☺ 外国人旅行者向け消費税免税の拡充
- 2015年 1月 ☹ 相続税の基礎控除縮小、最高税率引き上げ
- ☹ 所得税の最高税率引き上げ
- 4月 ☹ 軽自動車税(新車)1.5倍に引き上げ
- 10月 ☹ 消費税率10%に?
- ☺ 自動車取得税を廃止?
- ☐ 自動車税を環境性能に応じて見直し
- 2016年 1月 ☹ 年収1200万円超の会社員の給与所得控除を230万円に縮小
- 2017年 1月 ☹ 年収1000万円超の会社員の給与所得控除を220万円に縮小

☐ は企業向け。  
※産業競争力強化法の施行にあわせ適用開始